平成 23 年９月６日

各　　位

会 社 名　林兼産業株式会社
代表者名　取締役社長　橋本 鉄志
（コード番号　2286　東証第一部）
問合せ先　管理本部総務部長　松尾 和成
（ＴＥＬ．　083 － 266 － 0210）

当社取引先および元従業員による不正行為に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、当社取引先および元従業員による当社資金の詐取事件に関して、本日付で損害賠償請求訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．訴訟に至った経緯

当社は、平成 23 年１月 28 日付「当社取引先および元従業員の不正行為に対する告訴に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社飼料事業部水産営業部門に従事する元従業員Ｘ氏が専ら担当する水産物取引において、当社取引先Ａ社に対し架空の運送料の支払いが行われ、その一部がＸ氏の妻Ｙ氏名義の銀行口座に振り込まれていた事実（以下、架空運送取引という。）が判明したことを受け、Ｘ氏およびＡ社の代表者Ｚ氏を刑事告訴するとともに、社内調査委員会および第三者委員会を設置し、事実関係の調査および再発防止策の策定を行いました。調査結果、再発防止策、関係者の処分および両委員会による報告書の概要については、平成 23 年６月８日付「当社取引先および元従業員による不正行為に関する調査結果、再発防止策および関係者処分について」で公表したとおりであります。

なお、調査の過程において、同じくＸ氏が専ら担当する水産物取引において、平成 10 年８月から平成 13 年９月まで複数回にわたり、Ｚ氏が別に代表を務める水産物卸会社Ｂ社に対し架空の水産物（ブリ）購入代金の支払いが行われ、その一部がＹ氏名義の銀行口座に振り込まれていた事実（以下、架空ブリ売買取引という。）も新たに判明いたしました。

当社は、これらの事情を踏まえ、架空運送取引および架空ブリ売買取引により被った損害額の回収に向けて、本日、山口地方裁判所下関支部に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

２．訴訟を提起した相手方（被告）

Ｘ氏（当社元従業員）、Ｙ氏（Ｘ氏の妻）、Ｚ氏（Ａ社およびＢ社の代表者）、
Ａ社（取引先）、Ｂ社（取引先）の５名

３．損害賠償請求金額（損害額および弁護士費用）

144 百万円（架空運送取引 112 百万円、架空ブリ売買取引 32 百万円）

４．財務諸表等への影響

本件架空運送取引および架空ブリ売買取引は既に費用計上されており、損失の追加計上はないため、過年度財務諸表等の訂正は行いません。

５．今後の見通し

本訴訟の提起に伴う損害額の回収等が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後本訴訟の進展により業績予想への影響が明らかになった場合には、速やかに公表いたします。

なお、損害額の回収については、これまでに約 53 百万円相当の仮差押の申立てを行い、裁判所による仮差押決定がなされております。

以上